

○ 宮島部会長

ありがとうございました。

時間がかかり押してしまいましたが、最後、23ページから7. 先ほど少しございました公的年金と私的年金の役割分担の話、国民年金保険料の徴収の話、他の社会保障制度等の改革の話がございました。何かここについて、先ほど企業年金でありますとか、そういう私的年金に対する記述が少し足りないのではないかとということがございまして、これは特に今厚生年金基金の問題等、企業年金が問題なっておりますが、これは先ほどご意見がありましたので、論点として、中身は余り書き込みませんが、それを一点加えたいと思っております。ほかに。

○ 杉山委員

すいません、ちょっと言おうと思ってタイミングを逸してしまっただけですけども、申し訳ありません。ちょっと立ち戻ってしまうんですけども、21ページの【少子化対策は必要だが年金制度の外で行うべきとする意見】というふうにお出しになられた方にご質問なんですけれども、私、1998年に内閣の方の少子化への対応を考える有識者会議の委員をさせていただいたこともありまして、この4年間ずっとこの少子化の問題を、子育て支援・親への支援という視点から考えてまいりました。98年には、働き方を見直しましょうということを委員のみなさんと、すごく考えまして、男は仕事、女は家庭というような性別役割分業の視点ではなくて、男女共同参画の視点で見えていましょうというような提言も出しました。

その後も様々な議論が様々なところで行われているわけなんですけど、4年たった今でも少子化が一向に改善されていないこの現状の中で、年金は年金であって、制度として違うのだから、目的以外のところで流用するべきではないといった場合、そのお考えはとてもよくわかります。でも、ではどうするのかという部分をぜひとも、反対されている方々にお伺いできないか。少子化は若い世代、当事者の親の問題ではなく社会基盤整備で考えるべきという考え方は、もちろん社会的合意は得られていると思います。それに、やるべきこともわかっています。しかし、少子化の問題は深刻になるばかりです。そういう状態の中で、若い世帯の方たちを見ていると本当に元気がないんですね。いろいろな意味であきらめちゃっているというのか。若い世代が国民年金を払っていないというような状況をどう受けとめるかという問題につながってくると思うんですけども、そのあたり、もしこういうふうにすると、別に年金を使う必要がないのではないかとというのがあれば教えていただければと思います。

○ 宮島部会長

これは21ページの真ん中ぐらいのところ、「～年金制度の外で行うべきとする意見」というところで何人かの方が発言されてますが、どなたか杉山委員の質問にお答えしていただく方いらっしゃいますでしょうか。今のご趣旨は財源の問題ですか。それともここの中では保育サービスとかそういうものが重要だと。つまり手段としての問題と財源の問題、どちらを今おっしゃったのか。

○ 杉山委員

財源の部分でも検討してもいいのではないかと思うんですが、そういった場合に目的と違うと受けとられてしまいますか。

○ 宮島部会長

年金制度の枠内かどうかということですね、今、ここで議論なっていることは。

○ 杉山委員

ええ。

○ 宮島部会長

今の杉山委員のご意見は、要するに少子化対策というのは確かに随分言われてきて、それなりにいろいろやっているはずなんだけれども、効果もはっきりしないし、十分な施策がとられていると言い難い。そういう中で年金制度の枠内という新たな視点で行わないとすれば、単なる従来の今まで毎回挙がっていた延長線上にあるのかという、恐らくそのような懸念をお持ちになったことだというふうに私は理解しております。それはそれとしてご意見として伺っておきたいと思いますが、堀委員何かありますか。

○ 堀委員

私も言うチャンスを逸しまして、前に戻るのですが、19ページの真ん中辺に、矢野委員から出された新しい意見についてです。パートに厚生年金を適用するのは反対意見が強いということなのですが、負担に対しては誰でも反対します。このような意見を盛り込まれるなら、私の意見も追加してほしいと思います。

本来負担能力がある人は負担をするべきだと、私は思ってます。したがって、パートであっても負担能力があるなら負担すべきです。本来負担能力がありながら負担してないとなれば、それは問題です。それから、事業主についても、パートであれ何であれ、自分のところの従業員であるわけですから、従業員の医療保障とか年金保障について、今まで負担してなかったのがむしろおかしいと思います。したがって、本来負担すべきであったものを負担するようにするのだと、そういうふうにとらえるべきではないかと私は思います。

○ 宮島部会長

これは、先ほど矢野委員からそういう意見があるというご紹介でございまして、堀委員の意見は、先ほどの範囲ですか、それをもっと拡大する、そういうご意見。つまり現在の制度からどう移るかという話なのか、本質論なのか、今、お聞きしてよくわからなかったのですが。

○ 堀委員

新たに負担が増えるという考え方も一つの考え方です。しかしながら、本来、負担能力があるのに負担してなかったり、従業員を雇っていて雇用費用として負担すべきものを負担してなかったりするのであれば、それを本来の姿に戻って負担する、そういう考え方があっていいのではないかと。そういう趣旨を書き添えていただければと思います。

○ 宮島部会長

それはたしか短時間労働者に厚生年金を適用する。そこに書かれていることではないのでしょうか。

○ 堀委員

どこでしょうか。

○ 宮島部会長

18ページのところで、「所得のある者は保険料拠出するのが原則であり、非正規就労者への厚生年金の適用を拡大する」、この辺です。今のような趣旨を、矢野委員のご意見の後に、場合によっては、その前半部分に当たりますか、この原則論の話をつけ加えるということになりますでしょうか。

○ 堀委員

これは本人だけの負担の問題ですね。事業主の負担といった問題は抜けています。

○ 宮島部会長

今の話は、ここは本人の話で、先ほどの矢野委員の話は事業主の負担と、パート本人の同意が得られないというのは本人のことも考えているんですね。

これは順番を場合によっては考えまして、その上の定量的な議論という、先ほど矢野委員と同じ意見がございましたので、今の最初の「厚生年金適用を進めるべき意見」という原則論のところから少し近づくような、できるだけ趣旨が伝わるような形にしたいと思いますが、それでどうでしょうか。今、文章を考えるわけにいかないものですから、第3号被保険者の問題、原則論の話がやや間に入っていますので。

○ 堀委員

それはお任せします。

○ 宮島部会長

多少そういう形で処理をさせていただきたいと思います。

申し訳ございません、時間のことがあるのですが、翁委員。

○ 翁委員

一つだけ質問なのですが、年金の運用について、特殊法人等整理合理化計画でリスク資産の運用をどうするかということについて一定の結論を得ることが求められていますよね。これというのは、この年金部会の議論とはどういうふうに関連しているのか。と申しますのも、例えば積立金の運用収入の確実性の問題とか、それからマクロ経済的なインパクトとか、それは企業にとっても国債管理政策にとってもそうなんですけれども、非常に制度設計にも関連してくる問題なので、どういう関係で、関連を持って議論していけばいいかということなんです。

○ 吉武年金局長

今、翁委員がおっしゃるとおりでございまして、例えばこれから先、財政再計算がだんだん詰まっていきますと、例えば財政再計算の前提となる数値をどう考えるかということになります。

社会保障審議会の年金資金運用分科会では従来から自主運用についての資産構成割合を中心として運用を行うに当たっての基本的な考え方をご議論いただいておりますが、実は既に、今年の秋に入りましてから年金積立金の運用の在り方について議論を始めていただいております。明日の年金資金運用分科会でさらに議論を行っていただくことにしておりますが、まずはじめに、特殊法人改革の中の議論にありましたように、要するにリスク性資産を公的年金の運用の中でどう考えるかという基本論を議論していただいているところであります。

あと、なかなかこれは確定値にはなりにくいと思いますが、今後、年金資金運用分科会には、各方面のポートフォリオのご専門の方ももちろんそうですけれども、広く経済・金融について詳しい方が入っていただいておりますので、外部の方のご意見もお聞きしながら、財政再計算の長期的な指標といいますか、これをどういうふうに考えていったらいいかというようなことを検討させていただきます。

そのご議論をまた一度この部会でご説明申し上げるという形になってくるのではないかなというふうに思っております。

○ 宮島部会長

23ページのところで、大きな論点としては入ってきておりますが、もしなお不十分で、ここを少し今のような観点でもう少し敷衍する必要があるれば、翁委員のご意見をお伺いして論点としてつけ加えるなり、少し考えます。

申し訳ありません、不手際がございまして、時間が大分押してしまいましたが、あと、23～25ページにつきまして、論点整理の方向としてはこういう方向でよろしゅうございませうでしょうか。途中で何度もお話しましたように、総論についての議論、論点の整理とそれをめぐる基本的な議論は今日で一段落つけたいということでございます。これまでいただきました意見をなるべく我々としては筋が通るように取り上げるということでございますし、本日の議論もまた踏まえまして若干修正を行いたいと思っておりますので、その点は、私と神代先生、事務局の方にお任せいただきたいと思います。

一応論点整理につきましては、これで一段落でございますが、今後一体どのような形でこの審議を進めていくのかということにつきましては、年金局長から少しご紹介がてら話しただければと思います。

○ 吉武年金局長

9月の部会の際にも一度申し上げましたが、平成16年の年金制度の改正に向けまして、非常に大変な課題でございますので、私どもできるだけ広範な国民的な議論を進めていただく必要があるだろうということを考えております。

それで、いわゆる総論的な議論につきましては、ことしの1月以来、部会でご議論をしていただき、ほぼ論点については、全体として相当深くご議論していただいたのではないかと考えております。従前にもちょっと申し上げましたけれども、経済財政諮問会議の方からも、厚生労働省として年金制度改革について、総論的な部分が中心になりますけれども、方向性あるいは論点を示してほしいということが、私どもの厚生労働大臣の方にも要請が来ておりまして、できましたら11月中を目途に、あるいは大臣は今国会では遅くとも年内にというふうに申し上げておりますけれども、改正の基本的な方向性と論点を、これから厚生労働省といたしましては作業をいたしまして、いずれかの時期に公表をということ考えていきたいというふうに思っております。

ただ、これはもちろん16年に至る過程の一つでございますので、ここですべての改革についてのことが決まるという問題ではもちろんございませんで、さらに議論を進めていただくということになるのではないかと考えております。

それから、いろんな項目がございませうけれども、項目によりましては、幾つかの考え方をまた提示させていただきながらご議論をしていただくということになってくるだろうと

思っております。その案がまとまりました段階で、また、この部会に私どもの方からご説明しご報告を申し上げたいと思っております。

○ 宮島部会長

ただいま局長から、今後の段取りについてご説明がありましたように、これまでのこの部会におきます総論的な議論及び論点整理を踏まえて厚生労働省としての今後の対応の仕方をお考えいただくということになると思います。そういう考え方がある程度形をなしてまいりましたら、また、部会におきまして議論を再開いたしまして、より具体的な問題についての議論をそれから深めていくと、こういう手続になるというように考えております。

それでは、次回開催の件など含めて、何か事務局の方からご説明があれば。

○ 高橋総務課長

次回の開催につきましては、日程を調整させていただきまして、改めてご連絡申し上げたいと思います。それから、今、部会長からお話がありましたように、総論的な議論は今日で一段落ということになりますが、今後の進め方につきまして、部会長、部会長代理とご相談を申し上げていきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○ 宮島部会長

どうも大変ご苦労さまでございました。